

鳥取県子どもの貧困対策推進計画（素案）のパブリックコメントの実施結果について

福 祉 保 健 課

1 パブリックコメントの実施方法

- 意見募集期間 平成27年2月20日（金）から同年3月6日（金）まで
- 周知方法等
- ・ホームページへの掲載
 - ・県庁県民課、各総合事務所地域振興局、日野振興局、東部・八頭庁舎及び県立図書館並びに市町村役場窓口等における概要チラシの配架
 - ・報道機関への資料提供
 - ・新聞広告の掲載

2 受付意見数

6件（3個人）
 <内訳>

教育の支援に関する意見	2件
生活の支援に関する意見	1件
保護者に対する就労の支援に関する意見	1件
経済的支援に関する意見	2件

3 意見及びその対応方針

意見	対応方針
スクールソーシャルワーカーを多く導入するのは賛成だが、教員を退職された方などではなく福祉行政にも通じた方を導入すべき。学校と保護者、その他の機関との橋渡しのできる技量のある方が学校内にいつでもいることが必要。	スクールソーシャルワーカーの資質向上を含め、相談体制の充実を図るとともに、スクールソーシャルワーカーの配置充実について記載することを検討する。
不登校、ひきこもりの児童生徒に対する詳しい実態把握をした上で支援等を検討する必要があるのではないか。	不登校、ひきこもり、高校中退等について実態把握を進め、関係機関と連携しながら支援する旨記載することを検討する。
貧困、困窮の背景に、子育てをしながら親や親族の介護、多重介護をしている20～40代の増加があるのではないかと。介護も担っている人に対する相談、支援体制を。	世帯の状態や本人の希望を聞きながら複数の課題に対して包括的な支援を行っていくことが重要であることを踏まえ、意見の趣旨を計画に盛り込むことを検討する。
ひとり親家庭の職業能力向上のための訓練、あっせん等の支援の対象範囲を障がい者・児の保護者も入れてほしい。近年、発達障がいの診断がつく子どもが増加している為、早期療育を推奨しているが、保護者（特に母親）は子どもの療育に熱心だが、父親しか働けなくて生活が困窮する可能性、もしくは困窮しているが誰にも相談できないケースもあると思う。	障がい者・児の保護者で生活に困窮されている場合、各福祉事務所に設置される生活困窮者の相談窓口等を通じ、各種就労支援機関等と連携したきめ細かい支援を行うことで対応したい。
働くために必要な資格取得費用への助成について、鳥取県独自のものを検討してほしい。（低所得世帯、多世代世帯、Uターン、Iターン、東日本大震災被災移住者、障害児・者の保護者等対象）	低所得世帯等に対し、働くために必要な資格取得の費用として生活福祉資金を貸し付けて対応するほか、人材確保も目的とした奨学金等の充実を検討する。
保護者への給付、助成などが継続されても学校への未納（給食費、学校徴収金等）が減らない現状。学校等への未納がある場合は目的に沿った相殺になるよう制度の構築をお願いしたい。	県が実施している高校生等奨学給付金事業は既に学校徴収金と相殺できる制度となっている。今後新たな制度を検討するような場合には、ご意見の趣旨も参考としたい。